

職員の懲戒処分の公表について

「大船渡地区消防組合懲戒処分公表基準」に基づき、令和2年12月28日に地方公務員法に基づいて行った懲戒処分について、下記のとおりお知らせします。

記

職位	年代	性別	処分の種類	処分年月日	処分理由
消防副士長	20代	男性	停職3月	令和2年12月28日	青少年のための環境浄化に関する条例違反 (起訴猶予処分)
【事案の概要】 令和2年12月6日午前9時39分、自宅において、青少年のための環境浄化に関する条例違反により逮捕され、検察庁に送検後、示談成立を経て起訴猶予処分となったもの。					

【職員の懲戒処分に係る消防長コメント】

今回の逮捕という事実を重く受け止めており、規律を重んじる消防職員としてあるまじき行為で、住民の皆さまの当消防組合に対する信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾であります。

今後、住民の皆さまの信頼回復に向け、不祥事の再発防止に努めるとともに、生命財産を守る消防職員の使命について、改めて指導を徹底いたします。

【問合せ先】

大船渡地区消防組合消防本部
消防総務課

電話 0192-27-2119 内線 210